

区域計画に記載する特定事業等の概要

国家戦略特区支援利子補給金

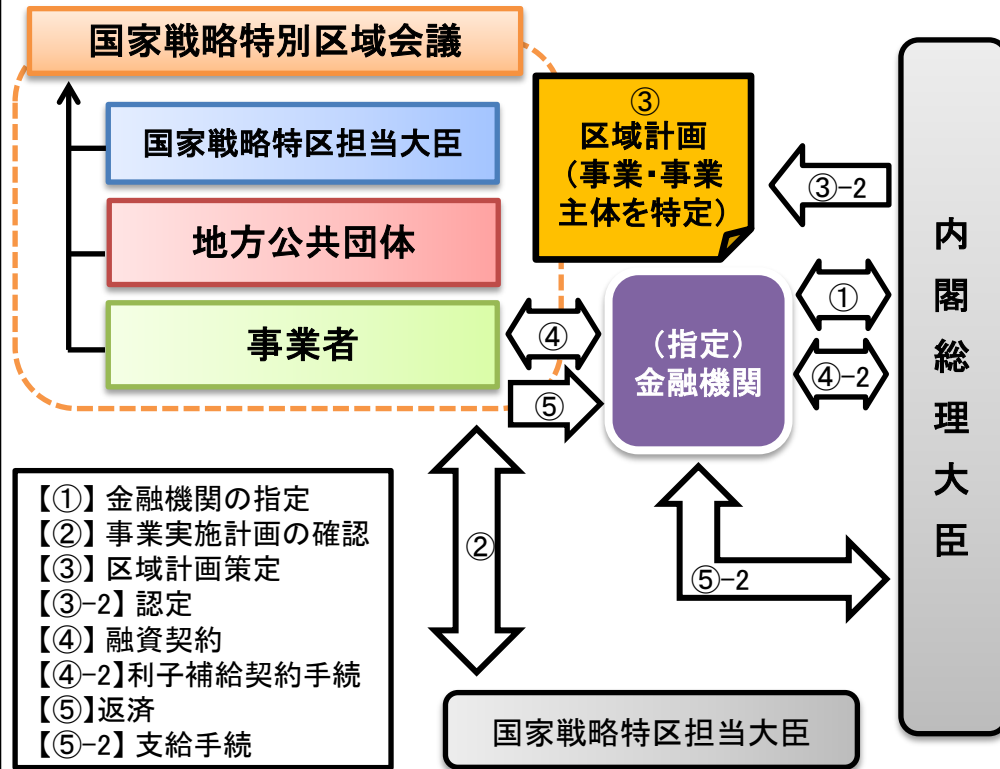
目的・事業概要

○目的：国家戦略特別区域法に基づく金融支援として、同法に基づく国家戦略特別区域 区域計画に資する民間事業の円滑な実施を支援するものです。

○概要：内閣総理大臣の認定を受けた国家戦略特別区域計画において、国家戦略特区支援利子補給金を受けて特定事業※を行うこととされている民間事業者が、国が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けた日から起算して5年間です。

※ 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成等に資する事業。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

○利子補給金の支給対象となる金融機関から民間事業者への融資（金融面での支援）を通じ、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成が期待されます。

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

福岡市・北九州市
初認定：平成28年2月5日
広島県・今治市
初認定：平成28年4月13日

神奈川県 初認定：平成31年2月14日
仙台市 初認定：平成31年4月17日
愛知県 初認定：令和2年3月18日
つくば市 初認定：令和5年10月20日

- （創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 特区法 第19条の2）
- （人材流動化支援施設の設置 特区法 第36条の3）

規制改革の内容

特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保。
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算。

特例措置

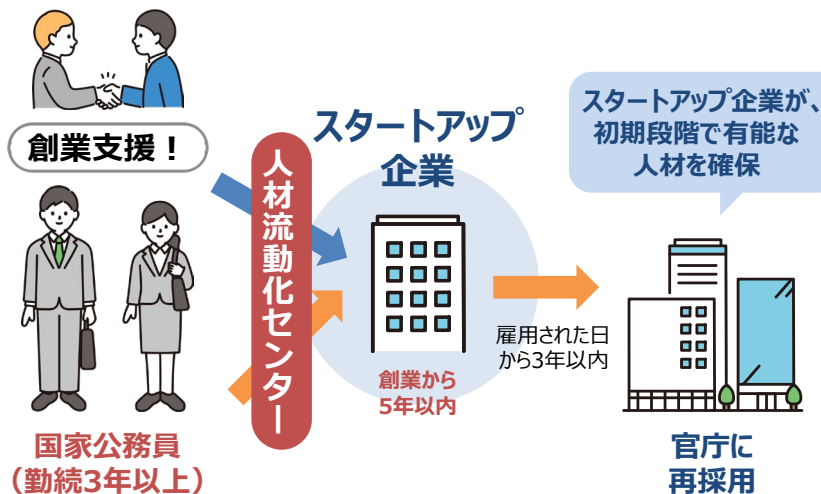
- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合（3年以内）、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

創業者の人材確保の支援

規制改革の概要

- 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



- 最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数

